野辺地町事業者支援給付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大等により経済的な影響を受けている野辺地町内の中小企業者・小規模事業者及び農林畜水産業者（以下「事業者」という。）を支援し、経営維持を図ることにより、今後の地域経済の活性化に資することを目的として、予算の範囲内において野辺地町事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　給付金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　野辺地町内に本社又は主たる事業所等を有している者

(2)　令和元年７月３１日以前に創業している者

(3)　令和３年４月から９月の間に営業実績があり、かつ、今後も継続して営業する意思がある者

(4)　令和３年４月から９月の間で連続する２箇月の合計事業収入が、前々年同期比で２０％以上減少している者

(5)　野辺地町宿泊業者支援金及び野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等交通維持対策支援事業支援金を申請又は受給していない者

２　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

(1)　野辺地町暴力団排除条例（平成２３年野辺地町条例第１８号）第２条に規定する暴力団若しくはこれと密接な関係を有している者

(2)　前号に揚げるもののほか、給付金の趣旨から交付対象者とすることが適切でないと町長が認める者

（交付金額）

第３条　給付金の額は、１事業者あたり１００，０００円とする。

（交付申請）

第４条　給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野辺地町事業者支援給付金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる事項を確認できる書類を添えて、令和３年１２月２８日までに町長に提出しなければならない。

(1)　町内で事業を営んでいることがわかる書類
(2)　比較対象月となる令和３年４月から９月及び前々年同月期の売上状況が分かる書類
(3)　本人確認書類
(4)　振込口座が分かる本人又は法人名義の通帳等
(5)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）
第５条　町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めるときは、速やかに野辺地町事業者支援給付金交付定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の取消し及び給付金の返還）
第６条　町長は、申請者が偽りその他の手段により給付金の交付を受けたことが判明した場合は、当該交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消に係る支援金を既に交付しているときは、当該交付済の支援金の返還を命ずるものとする。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
この要綱は、告示の日から施行し、令和４年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定に基づき交付の決定を受けた給付金の交付に関しては、同日後もなおその効力を有する。